

入札説明書

次の工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和8年7月10日（金）
- 2 入札執行者 伊東市長
- 3 工事担当課 伊東市大原二丁目1番1号
伊東市建設部建築住宅課
電話 0557-32-1761（直通）
- 4 工事内容等
 - (1) 工事名 伊東温泉競輪選手宿舍増築工事
 - (2) 工事箇所 伊東市 岡 地内
 - (3) 工事種類 建築一式工事
 - (4) 工事概要 鉄筋コンクリート造3階建て（22室）
敷地面積 116,855.84㎡
建築面積 796.47㎡
延床面積 1,857.77㎡
建築工事一式
電気設備工事一式
空調設備工事一式
衛生設備工事一式
昇降機設備工事一式
外構工事一式
 - (5) 工期 約18月
 - (6) 予定価格 事後公表
 - (7) 議会の議決 要

5 入札に参加する者に必要な基準等に関する事項

本市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者によって構成され、次に掲げる条件を全て満たしている共同企業体であり、かつ、共同企業体としての入札参加資格の認定を受けた者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

ア 構成員の数

2者又は3者とする。

イ 構成員の組合せ

第4項第3号の工事種類について建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者で、次号アの代表構成員の資格要件を満たす1者並びに同号イのその他構成員Aの資格要件を満たす1者及び同号ウのその他構成員Bの資格要件を満たす1者の計3者又は次号アの代表構成員の資格要件を満たす1者及び同号ウのその他構成員Bの資格要件を満たす1者の計2者の組合せとする。

ウ 結成方法

自主結成とする。

エ 出資比率

共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。また、出資比率の最小限度額は、2者の企業体のときは30パーセント以上、3者の企業体のときは20パーセント以上とする。

オ 存続期間

次に掲げる共同企業体の区分に応じて、それぞれ定める期間とする。

(ア) 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体

成立してから、当該工事の請負契約の履行後3月以上は存続するものとする。

(イ) 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体

成立してから、当該工事の請負契約が締結された日まで存続するものとする。

(ウ) 共同企業体は、結成後、速やかに伊東市電子入札運用基準に基づき、静岡県共同利用電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用するために必要な手続を行うこと。

(2) 構成員の資格要件

ア 代表構成員

伊東市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件を全て満たしていることについての確認を受けた者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (イ) 当該工事の工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業者であること。
- (ロ) 当該工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- (ハ) 建設工事入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、伊東市指名停止措置要綱（平成9年伊東市告示第18号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (ニ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所を静岡県内に有しており、かつ、建築一式工事に係る経営規模等評価結果の総合評定値が900点以上の者又は建築一式工事市内A等級に格付けされている者のうち建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が900点以上の者であること。
- (ホ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。
 - あ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者
 - い 建築工事業に係る監理技術資格者証を有する者
 - う 本工事の入札参加資格確認申請日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、雇用関係が6か月以上経過している者
- (ヘ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (ヘ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (ヘ) 伊東市暴力団排除条例（平成24年伊東市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

イ その他構成員A

伊東市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件を全て満たしていることについての確認を受けた者であること。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (イ) 当該工事の工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業者であること。
- (ロ) 当該工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- (ハ) 建設工事入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、伊東市指名停止措置要綱（平成9年伊東市告示第18号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (ニ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所を静岡県内に有しており、かつ、建築一式工事に係る経営規模等評価結果の総合評定値が900点以上の者又は建築一式工事市内A等級に格付けされている者のうち建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が900点以上の者であること。
- (ホ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。
 - あ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者
 - い 建築工事業に係る監理技術資格者証を有する者
 - う 本工事の入札参加資格確認申請日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、雇用関係が6か月以上経過している者
- (ヘ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (ヘ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (ケ) 伊東市暴力団排除条例（平成24年伊東市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

ウ その他構成員B

- 伊東市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件を全て満たしていることについての確認を受けた者であること。
- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (イ) 当該工事の工種に係る建設業法第3条の規定に基づく特定建設業者であること。

- (ウ) 当該工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- (エ) 建設工事入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、伊東市指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (オ) 建築一式工事市内A等級に格付けされている者であること。
- (カ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。
 - あ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者
 - い 建築工事業に係る監理技術資格者証を有する者
 - う 本工事の入札参加資格確認申請日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、雇用関係が6か月以上経過している者
- (キ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (ク) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (ケ) 伊東市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

6 設計業務等の受託者

- (1) 前項第2号アの(キ)及びイの(キ)、ウの(キ)の「当該工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社 東畑建築事務所

- (2) 前項第2号アの(キ)及びイの(キ)、ウの(キ)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の2分の1を超える株式を有し、又はその出資の総額の2分の1を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

7 建設工事入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出

- (1) 本入札の参加希望者は、共同企業体を結成し、共同企業体の建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、共同企業体としての入札参加資格の認定を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない共同企業体又は入札参加資格がないと認められた共同企業体は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 令和8年7月13日（月）から令和8年7月27日（月）まで

午前9時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

イ 電子入札システムにより提出するもの 第3号アに示す申請書

ウ 持参により提出するもの及び提出場所 第3号イ、ウ及び第4号に示す資料（各3部（正本1部、副本2部））

提出場所 伊東市大原二丁目1番1号

伊東市総務部庶務課

電話 0557-32-1236（直）

0557-36-0111（代）内線2273

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和8年8月5日（水）に通知する。

- (3) 申請書及び資料の提出は、次に掲げるものにより行うこと。

ア 建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体用）

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し（第2号様式）

ウ 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し

建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果通知書の審査基準日が令和7年2月28日以降である通知書の写しを、構成員全てについて提出すること。

- (4) 資料の作成

資料は、次により作成すること。

なお、アの同種工事の施工実績及びウの配置予定技術者等の同種の工事経験は、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。（同種の工事とは宿舎に限らず、建築一式工事により施工した工事とする。）

ア 同種工事の施工実績（第3号様式）

各構成員にあつては、当該工事を的確に判断できる同種工事の施工実績を第3号様式により作成すること。この場合、資格があると判断できる工事を複数記載することができる。

イ 契約書の写し

アの同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること又はCORINS（一般財団法人日本建設情報総合センターが運用する工事施工実績データベース）登録の工事の場合は、施工実績として確認できる内容の写し（契約書は不要）を添付すること。

ウ 配置予定技術者等の資格・工事経験（第4号様式）

代表構成員にあつては第5項第2号アの(キ)に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事経験を、その他構成員にあつては同号イの(キ)及びウの(キ)に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事経験を第4号様式により作成すること。

エ 委任状（共同企業体用）

オ 使用印鑑届

カ 電子入札利用届（経常・特定JV用）（第3号様式）

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成並びに申請に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に無断で他の用途に使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出書類は、公表しない。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) 前号の説明を求める場合には、令和8年8月12日（水）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。

(3) 市長は、説明を求められたときは、令和8年8月17日（月）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(4) 第2号の書面の提出先は、次のとおりとする。

伊東市大原二丁目1番1号

伊東市総務部庶務課

電話 0557-32-1236 (直)

0557-36-0111 (代) 内線2273

9 入札説明書、設計書及び図面の公開

入札説明書、設計書及び図面の公開は、次のとおり行う。

(1) 公開期間 令和8年7月13日(月)から令和8年9月1日(火)まで

(2) 公開方法 伊東市ホームページ及び入札情報サービス(PPI)

なお、設計図書(設計書、図面)については、構成員の資格要件を満たす者にCD-Rにて配布する。

配布期間 令和8年7月13日(月)から令和8年9月1日(火)まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

配布時間 午前9時から午後5時15分まで

※ 正午から午後1時00分までを除く。

配布場所 伊東市大原二丁目1番1号

伊東市役所高層棟6階庶務課

※ 郵送等での配布は行わない。

10 設計図書等に対する質問

(1) 入札に参加しようとする者は、設計図書等に対する質問がある場合には、次により提出すること。

ア 入札説明書に関すること

(7) 提出期間 令和8年7月13日(月)から令和8年7月27日(月)までの午前9時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(4) 提出方法 書面(様式自由)を持参又は電子入札システムの説明要求機能により提出すること。持参する場合は伊東市総務部庶務課に提出すること。

イ 設計図書に関すること

(7) 提出期間 令和8年7月13日(月)から令和8年8月7日(金)までの午前9時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(4) 提出方法 書面（様式自由）を持参または電子入札システムの説明要求機能により提出すること。持参する場合は伊東市建設部建築住宅課に提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次により縦覧に供する。

ア 縦覧期間 令和8年8月19日（水）から令和8年8月24日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
※質問に対してはその都度回答する。

イ 縦覧場所 伊東市大原二丁目1番1号
伊東市建設部建築住宅課
電話 0557-32-1761（直）
0557-36-0111（代）内線 2665

1.1 入札執行の日時及び場所等

(1) 開札日時 令和8年9月2日（水） 午前9時

※応札日時 令和8年8月31日（月）午前9時～9月1日（火）午後4時

(2) 開札場所 伊東市大原二丁目1番1号 伊東市役所6階 行政資料室

(3) 入札方法 電子入札システムによる。ただし、やむを得ない場合で、伊東市の承認を得た場合は次の書面を持参して入札できる。

ア 入札書及び入札金額に係る工事費内訳書を入れ、封印した封筒

イ 入札参加資格確認通知書の写し

ウ 委任状（代理人の場合）

エ 2回目用の入札書、封筒

(4) その他

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札執行回数は2回を限度とする。

2回の入札を行った結果なお落札者が不在の場合において、最低価格と予定価格との差額が予定価格の概ね5%であり、かつ、入札執行者が随意契約が可能であると認めるときは、最低価格の入札者から見積書を求め、その見積書が予定価格以下の

場合に限り随意契約を締結することができる。この場合における見積書の提出期限は、入札執行日の翌々日までとする。

1.2 工事費内訳書

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、2回目の入札における工事費内訳書については、提出を求めない。
- (2) 工事費内訳書は、伊東市建設工事等に係る予定価格の公表に関する要綱（平成17年伊東市告示第70号）第8条第1項第1号に定める工事費内訳書（第1号様式）により作成すること。
- (3) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

1.3 入札の無効

本告示に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書及び建設工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

また、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、構成員が指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である等入札時点において第5項第2号に掲げる資格のない者が行った入札は、無効とする。

1.4 入札の失格

辞退届等の手続をせずに応札しなかった場合は、失格とする。

なお、この失格者については、次回以降の入札日の指名競争入札において各構成員の単体としての指名を1回外す。

1.5 落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、本入札は、調査基準価格を設けており、本市の設定した調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、伊東市建設工事に係る低入札価格調査制度に関する要綱（平成17年伊東市告示第71号）に基づき、最低入札者であっても必ずしも落札者とならないときがある。

なお、この場合、入札を「保留」とし、その入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて調査し、落札者は、後日決

定する。また、調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

1.6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付（契約金額の10分の1以上）。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1.7 契約書の作成

- (1) 契約の締結に当たっては、仮契約書を作成しなければならない。
- (2) 前号の仮契約は、伊東市議会の議決後、本契約とみなす。

1.8 支払条件

- (1) 前払金 請負代金額に10分の6を乗じて得た金額以内とする。
(ただし中間前払金（請負代金額に10分の2を乗じて得た金額）を含む。)

- (2) 部分払 5回以内

1.9 火災保険付保の要否

要

2.0 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

2.1 その他

- (1) 入札参加者は、建設工事等競争入札心得及び伊東市建設工事請負契約約款を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 落札者は、第4号様式に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、伊東市指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、落札者は、「建設リサイクル法関係説明書」を提出すること。

「建設リサイクル法関係説明書」は仮契約書の一部として作成すること。

- (5) 本工事は発注者指定型の週休2日推進工事とする。
- (6) その他不明の点については、伊東市総務部庶務課（電話0557-32-1236）に照会すること。